1. 第1回、第2回の検討会の資料内容についての意見

本検討会の検討事項として、

- (1) 国内循環産業の育成、安定的な国内循環の推進
- (2) 素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方が挙げられている。

その観点から、第1回と第2回の検討会資料を拝見した際に最も強く感じたことは、PETボトルのリサイクルを推進する上で非常に重要であるリサイクル原料を使用する再商品化利用事業者からの視点が全く欠けていることである。

国内のリサイクル PET 原料を使用しているポリステル繊維メーカーや PET シートメーカー等がどのようにして、20 年もの長期に渡って、PET ボトルリサイクル原料を使用してきたか、どういったことが問題になっているのか、ということを理解せずに、今後のリサイクルの推進や相応しい制度の検討は出来ないと申し上げたい。

その意味でも、まずは実際に大量の PET フレークを使用している PET シートメーカーやポリエステル繊維メーカーの話を聞いていただきたい。

PET フレークを取り扱っている私自身が考えるところを下記のとおり申し述べたい。

現在、容り協会の PET ボトルリサイクルの在り方で最も問題となっていることは、

「容リ協会ルートで回収される使用済み PET ボトルの数量と入札する再商品化事業者の PET ボトルの 処理能力がバランスしていない」ことである。

要するに、容り協会ルートで回収される PET ボトルが約 20 万トンに対して、再商品化事業者の処理 能力が約 40 万トン強あるため、入札での競争が激しくなり、その結果、落札価格が上昇していることであ る。

落札価格上昇により、PET ボトルのリサイクル原料である PET フレークの価格が、一般的に比較される バージン PET 樹脂と価格差がなくなってきており、使用用途の拡大につながっていないことである。 要するに、バージン原料とリサイクル原料の価格差がなくなってくると、バージン原料の使用に切り替えることが発生してくるのである。

この問題点を解決する方法は、容り協会ルートで回収される PET ボトルの数量を増やす、あるいは、再商品化事業者の処理能力を削減する、のいずれかしか方法はない。

将来に渡ってリサイクルを推進する立場であれば、まずは、容り協会ルートに参加する自治体を増やして、

回収される PET ボトルの数量を増やすことを考えるべきである。

第1回、第2回検討会の資料を拝見すると、自治体がアンケートで希望している「ボトル to ボトル」のリサイクルを優先しようとする提案が見受けられる。

自治体のアンケート自体を悪いというつもりはないが、回答者は本当に現状の国内での PET ボトルリサイクルをしっかりと理解した上で回答しているのか、検証する必要があると思う。

PET ボトルを PET ボトルにリサイクルするということが、どのような処理工程があり、どの程度のエネルギーを使用して、どの程度の歩留まり(良品率)があるのか等、理解することは、非常に難しいと思う。リサイクル工程において、色目が基準と異なっている場合、異物が混入している場合、IV 値が基準と異なっている場合は良品にはならないが、このような格外品(品質基準規格外品)の取り扱いはどうなるのか?このような内容を理解していない方々が希望するとの理由で、そのリサイクル方法を優先することが正しいリサイクル推進の手法になるのか?疑問である。

第2回の資料 4-2 に挙げられている「ペットボトルリサイクルのあるべき姿 (イメージ)」と「希望入札制度 (イメージ)」については、資料だけのため詳細は分からないが、この内容は「B to B」リサイクルを優先することを目的にしていると見受けられる。

これは、自治体のアンケート結果において、「ボトル to ボトル」の希望が最も多かったことをベースに 組み立てられたスキームではないかと思われる。

現状、国内の PET ボトルリサイクルで多くのリサイクル原料を使用している用途は、PET シートであり、ポリエステル繊維である。 B to Bは、この数年で出てきたリサイクル手法であり、数量も少ない。 何故「B to B」リサイクルを優先しようと考えているのか理解できない。

今後、「B to B」リサイクルが増えるということであれば、再商品化事業者から PET フレークを購入すれば良いと思われる。「B to B」リサイクルを行う事業者は再商品化利用事業者である。

再商品化利用事業者である PET シートメーカーも繊維メーカーも PET フレークを必要な数量購入しており、同じように購入すれば良いのではないか?

購入出来ないのは、各事業者の問題として片づけるべきである。(我々商社が PET フレークを購入出来ないことを他者の責任に出来ないのは当然のこと)

何らかの用途のリサイクル手法を優先する場合には、優先された用途の再商品化利用事業者に連なる再商 品化事業者が優先的に数量を確保できるということか?

この場合には、品質の良い自治体の PET ボトルが優先的に安価で落札出来るということになると考えられる。その場合、自治体にとっては、良質にも関わらず、安価での落札結果となり、自治体に支払われる金額は当然ながら少なくなる。

一方で、優先されていない使用数量の多い PET シートや繊維向けについては、優先的に落札された残りの数量で落札を競うことになり、さらに競争が激化し、落札価格の上昇をもたらすものと考えられる。

これでは、先ほど指摘した最も問題である落札価格の上昇をもたらすだけでなく、容り協会ルートに参加している自治体にとっても、品質が良いほど落札価格が安価になる、という大きな矛盾が報じることになる。

要するに、競争入札制度を設けている場合に、何らかの用途に落札優先順位を付けた場合には、その用途の再商品化利用事業者にとっては、安価に安定的にリサイクル原料が入手できることになるが、一方で、自治体にとっては落札により支払われる金額が減少することになり、容り協会ルートに参加する意味がなくなる可能性が出てくる。

さらには、将来的に安定した PET ボトルリサイクルシステムを構築する上で問題となる、落札価格の上昇を招く結果となり、本検討会で検討事項としている(1)国内循環産業の育成、安定的な国内循環の推進につながらないどころか、むしろ大きな障害となると考えられる。

2. その他 PET ボトルリサイクルに関して、容り制度の課題と考えることや意見

同意書に関する問題点を指摘したい。

現状では、容り協会ルートの PET ボトルリサイクル原料を取り扱う際には、各再商品化事業者が再商品化利用事業から同意書をいただくことが必要となっている。

我々商社も商流に介在する場合は、この同意書に記載していただいており、毎月の再商品化製品受領書等 のやり取りを行っている。

同意書は、再商品化事業者が再商品化利用事業者にいただくことになっており、関係会社間でのやり取り も発生すると思われる。

一例を挙げたい。

A 社が再商品化事業者で、B 社が A 社の関係会社(子会社やグループ会社)で再商品化利用事業者である場合を考えたい。B 社は PET フレークを再生 PET ペレットに加工する事業を行っている。

A社とB社が関係会社やグループ会社である事例を挙げたのは、通常の取引であれば利益相反する関係になるはずの販売と仕入れについて、そうならない可能性のある場合を考えたからである。

現在の容り協会のルールでは、B 社が A 社に対して PET フレークの引取りの同意書を発行した場合に、B 社が生産した再生 PET ペレットについては、全く追跡等が行われていない。当然ながら、どのような用途に使用されているかも分からない。

この場合に、B社が自社で使用するよりも多くの数量をA社の同意書に記載して申請している場合に、 当然ながら使用しないPETフレークがA社から納入出来ることになり、この余ったPETフレークについ ては、どのような扱いをされるのかは全く分からないのが実情である。 この場合、PETフレークのまま輸出されていても分からないし、取り締まる方法もない。

先ほど取り上げた優先的に落札する再商品化事業者が出てきた場合に、このような例に該当する場合(再商品化利用事業者が関係会社の場合)は、安価に落札出来る数量を増やすために、使用見込みよりも多く水増しし、必要以上に数量を確保出来ることになる。

あくまでも、使用見込み数量ゆえ、取り締まる方法もないように思われる。

このような事例が発生しないようにするためにも、同意書を関係会社やグループ会社間で締結した場合に は、再商品化利用事業者で生産された製品についても追跡調査が必ず必要になってくる。

要するに、製品出荷先や出荷数量を追跡できないような関係会社には、同意書の発行を認めなければ良いと思われる。

一般の事業会社であれば、自社の製品の販売先や数量は管理しているのが一般的に当たり前であり、取り 扱いには注意が必要であるが、確証となる書類と共に提示できるはずである。

この取り組みにより、容り協会が国内でのPETボトルリサイクルの実態を把握出来ることに繋がる上に、 使用用途ごとの実際の需要と供給のバランスも把握できることになると思われる。

そのような実態把握を行った上で、将来的に PET ボトルリサイクルを推進するための相応しい制度を検討 すべきではないかと提案したい。

以上